

○内閣府令第六号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに質屋営業法（昭和二十五年法律第五百零八号）第十条及び第十二条、警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第六条第一項、第十二条第一項及び第二項並びに第五十五条並びに探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）第四条第二項及び第十二条第二項の規定に基づき、質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年一月三十一日

質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令

内閣総理大臣 岸田 文雄

府

令

(警備業法施行規則の一部改正)

第二条 警備業法施行規則(昭和五十八年総理府令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(認定等の申請)</p> <p>第三条 法第五条第一項に規定する認定申請書(以下「認定申請書」という)及び法第七条第四項において準用する法第五条第一項に規定する認定更新申請書(以下「認定更新申請書」という)の様式は、別記様式第一号のとおりとする。</p> <p>2 認定申請書又は認定更新申請書を提出する場合には、主たる営業所の所在地の所轄警察署長を経由しなければならない。</p>	<p>(認定等の申請)</p> <p>第三条 法第五条第一項に規定する認定申請書(以下「認定申請書」という)及び法第七条第四項において準用する法第五条第一項に規定する認定証更新申請書(以下「認定証更新申請書」という)の様式は、別記様式第一号のとおりとする。</p> <p>2 認定申請書又は認定証更新申請書を提出する場合には、主たる営業所の所在地の所轄警察署長を経由しなければならない。</p>

第四条 [略]

2 公安委員会は、認定申請書又は認定更新申請書を提出した者（警備業者の相続人である未成年者で警備業に関し営業の許可を受けていないものである場合はその法定代理人（法定代理人が法人である場合はその役員）を含み、法人である場合はその役員とする。）が法第三条第七号に掲げる者に該当するかどうかを判断するため必要があると認めるときは、その者に法第五十一条に規定する医師の診断を受けることを求めるものとする。

〔条を削る。〕

（通知の方法）

第五条 [略]

（標識の様式）

第六条 法第六条第一項の内閣府令で定める様式は、別記様式第二号のとおりとする。

〔条を削る。〕

（標識の閲覧）

第七条 法第六条第一項の内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 常時使用する従業者の数が五人以下である場合
 - 二 当該警備業者が管理するウェブサイト有していない場合
- 2 法第六条第一項の規定による公衆の閲覧は、当該警備業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（認定の有効期間の更新の申請）

第八条 法第七条第一項の規定による有効期間の更新の申請は、法第四条に規定する認定（以下「認定」という。）の有効期間の満了の日の三十日前までに行わなければならない。

（認定の有効期間の更新）

第九条 法第七条第二項の規定により有効期間を更新したときは、更新を申請した者にその旨を通知するものとする。

第十二条 法第九条第三号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 認定をした公安委員会の名称及び認定の番号

〔二・三 略〕

第四条 [同上]

2 公安委員会は、認定申請書又は認定証更新申請書を提出した者（警備業者の相続人である未成年者で警備業に関し営業の許可を受けていないものである場合はその法定代理人（法定代理人が法人である場合はその役員）を含み、法人である場合はその役員とする。）が法第三条第七号に掲げる者に該当するかどうかを認定するため必要があると認めるときは、その者に法第五十一条に規定する医師の診断を受けることを求めるものとする。

（認定証の様式）

（通知の方法）

第五条 [同上]

（認定証の再交付の申請）

第七条 法第五条第五項の規定により認定証の再交付を受けようとする者は、当該認定証を交付した公安委員会に、別記様式第三号の再交付申請書を提出しなければならない。

- 2 前項の規定により再交付申請書を提出する場合には、第三条第二項の規定により経過すべきこととされた警察署長を経由しなければならない。

〔条を加える。〕

（認定証の有効期間の更新の申請）

第八条 法第七条第一項の規定による有効期間の更新の申請は、当該認定証の有効期間の満了の日の三十日前までに行わなければならない。

（認定証の有効期間の更新）

第九条 法第七条第二項の規定による有効期間の更新は、更新を受けようとする者が現に有する認定証と引換えに新たな認定証を交付して行うものとする。

第十二条 法第九条第三号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 認定証を交付した公安委員会の名称及び認定証の番号

〔二・三 同上〕

第二十条 削除

(法第九条第三号に掲げる事項の変更の届出)

第二十一条 法第十一条第三項において準用する同条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第七号のとおりとする。ただし、当該都道府県の区域内において警備業務を行わないこととなつた場合の届出に係る届出書については、別記様式第八号のとおりとする。

〔2・3 略〕

第二十二条 法第十一条第三項において準用する同条第一項の内閣府令で定める事項は、当該変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由とする。

第二十三条 法第十一条第三項において準用する同条第一項の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

(死亡等の届出)

第二十五条 法第十二条第一項又は第二項の規定による届出書の提出は、同条第一項の規定による届出書の提出にあつては主たる営業所の所在地の所轄警察署長(法第九条の規定による届出書の提出をした場合にあつては、主たる営業所の所在地の所轄警察署長及び第十一条第二項の規定により経由すべきこととされた警察署長)を経由して、法第十二条第二項の規定による届出書の提出にあつては第十一条第二項の規定により経由すべきこととされた警察署長を経由して、当該事由の発生の日から十日以内に行わなければならない。

第二十六条 法第十二条第一項及び第二項の内閣府令で定める事項は、届出書を提出すべきこととなつた事由及び当該事由の発生日とする。

第五十四条 法第四十条第三号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 認定をした公安委員会の名称及び認定の番号

二 〔略〕

(機械警備業務管理者資格者証の交付等の申請)

第六十三条 〔略〕

2 公安委員会は、機械警備業務管理者資格者証の交付を受けようとする者が法第四十二条第三項において読み替えて準用する法第二十二条第四項第二号に規定する国家公安委員会規則で定める者に該当するかどうかを判断するため必要があると認めるときは、その者に法第五十一条に規定する医師の診断を受けることを求めるものとする。

(認定証の書換え)

第二十条 法第十一条第三項の規定により認定証の書換えを受けようとする者は、別記様式第三号の書換え申請書及び当該認定証の写しを当該公安委員会に提出しなければならない。

2 第七条第二項の規定は前項の規定により書換え申請書及び認定証の写しを提出する場合について、第九条の規定は法第十一条第三項の認定証の書換えについて準用する。

(法第九条第三号に掲げる事項の変更の届出)

第二十一条 法第十一条第四項において準用する同条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第七号のとおりとする。ただし、当該都道府県の区域内において警備業務を行わないこととなつた場合の届出に係る届出書については、別記様式第八号のとおりとする。

〔2・3 同上〕

第二十二条 法第十一条第四項において準用する同条第一項の内閣府令で定める事項は、当該変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由とする。

第二十三条 法第十一条第四項において準用する同条第一項の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

(認定証の返納等)

第二十五条 法第十二条第一項若しくは第二項の規定による認定証の返納又は同条第三項の規定による届出書の提出は、認定証の返納にあつては認定証を返納すべきこととなつた事由及び当該事由の発生日を明らかにして、主たる営業所の所在地の所轄警察署長を経由して、届出書の提出にあつては第十一条第二項の規定により経由すべきこととされた警察署長を経由して、当該事由の発生の日から十日以内に行わなければならない。

第二十六条 法第十二条第三項の内閣府令で定める事項は、認定証を返納すべきこととなつた事由及び当該事由の発生日とする。

第五十四条 法第四十条第三号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 認定証を交付した公安委員会の名称及び認定証の番号

二 〔同上〕

(機械警備業務管理者資格者証の交付等の申請)

第六十三条 〔同上〕

2 公安委員会は、機械警備業務管理者資格者証の交付を受けようとする者が法第四十二条第三項において読み替えて準用する法第二十二条第四項第二号に規定する国家公安委員会規則で定める者に該当するかどうかを認定するため必要があると認めるときは、その者に法第五十一条に規定する医師の診断を受けることを求めるものとする。

別記様式第2号 (第6条関係)

警備業者	
認定をした公安委員会	公安委員会
認定の番号	第 号
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
氏名又は名称	
所在地	

記載要領 所在地欄には、主たる営業所の所在地を記載すること。
備考 1 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
2 標識を営業所に掲示する場合には、用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別紙2 (申請者が法人の場合のみ記載)

※資料区分	
代表者	(7桁)氏名 住所 電話 () 番 生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 ※
役員	役職 1. 取締役 2. 監査役 3. 取締役補 4. 理事 5. 監事 9. その他 (7桁)氏名 住所 電話 () 番 生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 ※
役員	役職 1. 取締役 2. 監査役 3. 取締役補 4. 理事 5. 監事 9. その他 (7桁)氏名 住所 電話 () 番 生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 ※
役員	役職 1. 取締役 2. 監査役 3. 取締役補 4. 理事 5. 監事 9. その他 (7桁)氏名 住所 電話 () 番 生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 ※

記載要領
1 ※印欄には、記載しないこと。
2 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと（「警備業務の区分」欄及び「警備業務の種別」欄については、2以上の区分又は種別の警備業務を行う場合には、該当する数字すべてを○で囲むこととし、そのうち主として行うものについては、◎とすること。）
3 営業所ごとの「警備業務の区分」欄及び「選任に係る警備業務の区分」欄中の「1号」とは法第2条第1項第1号の警備業務の区分を、「2号」とは同項第2号の警備業務の区分を、「3号」とは同項第3号の警備業務の区分を、「4号」とは同項第4号の警備業務の区分をいう。
4 「警備業務の種別」欄中の「現金運搬警備業務」とは、貴重品運搬警備業務のうち現金の運搬に係るものをいう。その他の用語の意義については、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条を参照すること。
5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第2号 (第5条関係)

第 号	認定証
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
公安委員会	印
氏名又は名称	住所
警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第三条各号に掲げる者のいずれにも該当せず、警備業の要件を備えていることを認定する。	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 中央部に日章の地模様を入れる。

別紙2 (申請者が法人の場合のみ記載)

※資料区分	
代表者	(7桁)氏名 住所 電話 () 番 生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 ※
役員	役職 1. 取締役 2. 監査役 3. 取締役補 4. 理事 5. 監事 9. その他 (7桁)氏名 住所 電話 () 番 生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 ※
役員	役職 1. 取締役 2. 監査役 3. 取締役補 4. 理事 5. 監事 9. その他 (7桁)氏名 住所 電話 () 番 生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 ※
役員	役職 1. 取締役 2. 監査役 3. 取締役補 4. 理事 5. 監事 9. その他 (7桁)氏名 住所 電話 () 番 生年月日 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 ※

記載要領
1 ※印欄には、記載しないこと。
2 不要の文字は、横線で消すこと。ただし、数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと（「警備業務の区分」欄及び「警備業務の種別」欄については、2以上の区分又は種別の警備業務を行う場合には、該当する数字すべてを○で囲むこととし、そのうち主として行うものについては、◎とすること。）
3 営業所ごとの「警備業務の区分」欄及び「選任に係る警備業務の区分」欄中の「1号」とは法第2条第1項第1号の警備業務の区分を、「2号」とは同項第2号の警備業務の区分を、「3号」とは同項第3号の警備業務の区分を、「4号」とは同項第4号の警備業務の区分をいう。
4 「警備業務の種別」欄中の「現金運搬警備業務」とは、貴重品運搬警備業務のうち現金の運搬に係るものをいう。その他の用語の意義については、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条を参照すること。
5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。